

令和4年度 事業計画書

自. 令和4年 4月 1日

至. 令和5年 3月31日 一般社団法人香川県自動車整備振興会

総 論

令和3年度は、一昨年から続く新型コロナウイルスの世界的な感染拡大により大変厳しい状況が続いており、入国制限やロックダウン等、世界中の人々が今までに経験をしたことがない事態に陥ってしまいました。我が国においても外出制限や営業自粛などにより経済活動に大きな影響を与えました。また、新たに確認された変異ウイルスの急速な感染拡大が広範囲に影響を及ぼしており、感染拡大防止と経済活性化を慎重にバランスさせていくことが強いられることとなりました。

世界の経済状況は、国や地域によりばらつきはあるもののコロナ危機による落ち込みから回復の動きを続けており、ポストコロナの構造変化への対応において、デジタルトランスフォーメーションやカーボンニュートラル実現への流れが世界的に強まる契機となり、企業や国が事業構造の前向きな転換機会と捉え、経済活動の再開や雇用・所得環境の持ち直しを背景に回復傾向を維持する状況にあります。一方では、半導体及び部品の不足、原油をはじめ資源価格の高騰、人手不足や物流の停滞等が経済活動の逆風になる懸念を含んでいます。

わが国においては、戦後最悪に落ち込んだ経済を回復させるため、令和3年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の日本方針2021」に基づき、グリーン社会の実現、官民挙げたデジタル化の加速、日本全体を元気にする活力ある地方創り少子化の克服、子供を産み育てやすい社会の実現を原動力として、内外の変化をとらえ、構造改革を戦略的に進め、ポストコロナの持続的な成長基盤を作る指針が示されました。また、東京オリンピック・パラリンピックが開催された時期に新型コロナウイルス感染第5波の拡大と都市圏を中心に緊急事態宣言が発出され個人消費の減少が

見られましたが、宣言解除後は経済活動への制約が薄らぎ企業の設備投資の増加や世界経済の回復を背景に、景気の持ち直し基調は維持される見込みでありましたが、年初から沖縄、広島及び山口県で変異型ウイルスの急激な感染拡大により、まん延防止等重点措置が適用され、その後は東京都や大阪府をはじめ広範囲に感染が拡大し、全国的なまん延防止等重点措置がとられると順調に回復を続けるとみられていた個人消費は再び抑制傾向を強め、個人消費はいったん途切れることになりました。

更に、米国における物価高騰が長引くことによるFRBの急激な金融引き締めと米中の対立に続き、ウクライナ情勢をめぐる米欧とロシアの対立が世界経済への大きなリスクとなっています。

自動車については、CASEと呼ばれる領域で技術革新が進んでおり、少子高齢化社会における交通手段の確保や交通事故の削減を図り、安全運転を支援するシステムや限定した環境下において自動運転を行うシステムが車両に搭載され、最新の電子部品や装置が採用されています。このため、自動車の検査や点検整備の際にも電子制御装置やOBD検査など自動車の電子化への対応が重要となってきています。加えて、継続検査OSSの更なる利用促進につながる自動車検査証の電子化の導入が計画されるなど、自動車を取り巻く環境は自動車本体、自動車の検査・登録や点検・整備及び自動車を管理する体制についても急速なデジタル化が進められています。

このような整備業界を取り巻く状況にあって、自動車の整備技術の高度化に向けた対応や一層厳しさが増している少子高齢化の影響で、若年労働者の採用難への対応も同時に求められ、整備業界を取り巻く環境は引き続き厳しい状況にあります。

令和4年度事業においては、急激に進む自動車の新技術への対応、継続検査OSSの順調な運営、特定整備、OBD検査、自動車検査証の電子化などの新たな制度への対応等に加え、整備士の人材不足や後継者難への対応を健全な経営の徹底を図りつつ取り組み、将来に向けて業界の持続的な繁栄を目指し、業界全体の活性化と経営基盤の確立を推進するため、当会としましては、会員各位のご理解とご協力の下に、次の諸事業に積極的に取り組み、自動車整備業界全体の経営基盤の確立と活性化、社会的地位の向上に努めて参る所存であります。

(1) 業界の振興・活性化対策

点検整備の必要性と保守管理意識の高揚をさらに浸透させるため、会員各位のご理解とご協力の下に、点検整備促進啓発活動事業の一環として展開している四季を通じた「オアシスのキャッシュバックキャンペーン」を積極的に展開するため、キャンペーンツール品を活用し定期点検整備の普及浸透に努めます。

また、日整連から自動車整備業の指針として「自動車整備業のビジョンⅡ」に示された整備事業者の取り組みを引き続き推進することとし、自社の経営状況を簡易に自己診断できる「自己診断システム」を活用した健全な経営支援施策を推奨し業界活性化を図ります。

更に、日整連が公表する人材確保・新技術・生産性等の経営基盤強化に積極的に取り組む事業場の好事例や整備事業者の支援に繋がる各種の優遇・補助制度等の周知に努めます。

次に自動車整備士等の人材確保対策については「自動車整備人材確保・育成推進協議会」と連携し中高生をターゲットに自動車整備士の魅力や社会的責務などのPR活動に加え、香整振のホームページ上に会員から人材募集の応募を掲載し従業員確保に協力するほか、更には「外国人技能実習制度」や「特定技能制度」を活用した外国人労働者の人材確保に向けた取り組みを推進します。

(2) 業界の健全化対策

日整連が作成した、「標準作業点数表」を活用し、整備料金の適正化に努めます。また、指定整備事業者の厳正かつ公正な事業運営の徹底を図るため、「完成検査実施マニュアル」及び「指定整備事業運営のためのマニュアル」の活用を推進するとともに、運輸局との間に設けられた「自動車整備業に係る監査・指導連絡会議」における情報交換を通じて法令遵守の指導に努めるほか、「指定整備工場への巡回指導マニュアル」を活用した巡回指導の検討も進めます。

また、本年度も「不正改造車排除マニュアル」を活用し、事業場管理責任者講習を開催し、不正改造車の排除の徹底を図るほか、「車積載車による有償運送許可に係る研修」を引き続き実施するなど、整備事業者の回送運行も含めた許可制度の適正な運用を推進します。

加えて、特定整備の認証制度が施行され2年が経過し、会員工場の取得率がまだまだ低調であり、猶予期間も残り2年間となっていることから、会員のスムーズな取得に向けた支援を行ないます。

(3) 法制・税制対策

日整連が国土交通省はじめ関係方面に提出した「自動車整備事業の喫緊の課題克服に関する要望書」や税制改正等要望の実現に向け、自動車関係団体と連携し継続して活動します。

また、法令・制度の改正や税制改正に係る動きを把握し、必要に応じて業界支援のための要望活動を行なうとともに、会員への情報提供に努めます。

(4) 行政協力・交通安全対策

国の自動車検査登録業務、整備事業関係業務への協力、また、交通安全運動の実施について、点検・整備の必要性をPRするとともに、交通安全対策の推進など諸施策の推進に協力します。

(5) ICT化の促進対策

高度情報化社会に対応するため、ICT（情報通信技術）を活用し、日整連が運用しているFAINESの利用促進を継続的に推進することとし、特に特定整備の認証を取得後、電子制御装置の点検・整備を行なう場合、FAINESを活用して情報を収集しなければ作業が出来ないことから、新たな会員の加入促進に努めます。

継続検査OSS申請の普及促進を図るため、指定事業者に対して、引き続き電子保安基準適合証システム並びに日整連の継続検査代理申請利用申込みを推進するとともに、そのシステム活用による業務効率の向上を図るなど指定工場のOSS化の推進に努めます。

併せて、令和5年1月に開始が予定されている登録車の自動車検査証電子化に向け、指定事業者に電子車検証の記録更新及び検査標章の印刷を行なう記録等事務代行者登録の支援を行ないます。

また、引き続き放置違反金滞納車情報照会システムの円滑な運用に努め、国の放置違反車対策に協力する等、整備事業場におけるICT化の活用促進に努めます。

(6) 環境保全・省資源対策

環境保全・省資源対策としては、引き続きCO²排出削減の取り組みを推進するとともに、国の方針に基づいて新たに策定した温室効果ガス削減の数値目標の達成に向けた地球温暖化防止対策に取り組めます。

また、リサイクル・リユース部品の利用促進について、資源の有効利用とともに整備費用の低減にも繋がることから、自動車ユーザーの理解を得ながら、会員工場の活用推進に努めます。

(7) 自動車ユーザー対策

自動車ユーザーに定期的な点検・整備の必要性と保守管理責任の意識を浸透させるため、国土交通省が実施主体となる「自動車点検整備推進運動」に参画し、運輸支局主催の街頭検査に協力するとともに当会主催の自動車点検教室の開催に努めます。

また、車齢が10年を超える長期使用車両の安全性を確保するため、日整連が作成した「総合的なユーザー提案用資料」や「長期使用車両啓蒙チラシ」などを活用し、点検・整備意識の啓発活動を行います。

更に、大型自動車の車輪脱落事故の発生件数が増加していることから、運送事業者やユーザーに対してタイヤの脱輪事故防止について啓蒙を行います。

(8) 整備技術の向上対策

自動車整備士の養成講習や整備主任者技術研修の充実に努めるとともに、ハイブリッド車など先進環境対応車の普及に対応できる人材育成のため、各種の技能向上（自動車整備士再教育）研修を実施するなど、自動車整備業界の技術力の向上と自動車整備士の地位向上に努めます。

また、日整連が開催を予定している第23回全日本自動車整備技能競技大会への参加を予定しています。

(9) 自動車整備技能登録試験対策

自動車整備技能登録試験の実施機関として、学科試験及び実技試験の確実な実施に努めるほか、外国人技能実習評価試験の実施についても積極的な対応を図ります。

(10) 広報対策

香整振ホームページの活用により、会員並びに自動車ユーザーへの情報提供に努めるほか、当会の情報誌である会報「近代整備」の更なる充実に努めてまいります。

(11) 共済福祉事業対策

事業活動総合保険「キープ the モーターズ保険」の加入促進等、自動車整備事業者及び従業員を対象とした各種共済福祉事業を積極的に推進し、自動車整備業の経営基盤の強化に努めます。

(12) 組織運営対策

定款に定められた会議を中心に諸会議を開催し、諸事業の推進に努めるとともに、日整連・整商連、全標協、四整連及び四標協並びに関係団体等と連携を密にし、円滑な組織運営に努めます。

(13) 商工組合事業の推進指導

自動車整備業を営む組合員の安定した経営基盤の確保が求められていることから、本年度も香商組と一体となって、「商工組合事業のあり方に関する新たな提言」の浸透や購販事業等の推進指導に努めます。

(14) 各支部（各支部青年部会を含む）との連携強化

定款に定められて諸事業を推進するためには、各支部の理解・協力が不可欠であることから、各支部との連携強化に努めます。

また、業界を活性化するためにも青年部会の活動にも積極的に支援を行います。

(15) 事務局職員の資質の向上

日整連や整商連などが主催する各種研修会等へ職員を積極的に参加させ、資質の向上を図るとともに、業務の合理化の推進に努めます。

(16) 関係機関への要望等

自動車整備業のさらなる活性化と事業運営に係る負担の軽減化を図る観点から会員各位のご意見やご要望の把握に努めるとともに、関係機関への意見具申を行います。

以上、本年度の主な諸事業を列記しましたが、会員各位におかれましては、これら諸事業の円滑な実施に向け、なお一層のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

なお、本年度の諸事業の詳細は、次のとおりであります。